

令和4年4月5日
「鴨川市介護サービス事業所協議会説明資料」

「地域包括支援センターの機能強化 について」



鴨川市福祉総合相談センター・長狭
副主査（主任介護支援専門員・社会/介護福祉士・
主任相談支援員）
平 川 健 司

鴨川市の概況

【面 積】	191.14km ²
【人 口】	32,046人
【高齢者人口】	12,398人(38.7%)
【年少人口】	2,986人(9.3%)
【世 帯 数】	16,161世帯 (1世帯2.1人)
【独居高齢者数】	約1,400世帯
【介護認定者数】	2,473人
【認知症高齢者数(Ⅱa以上)】	約1,400人

《鴨川市の特徴》

【医療環境】 病院数7 病床数 1,558床
【介護環境】 在宅60事業所
地域密着型12事業所
入所施設 16施設

***令和3年4月1日現在**

[illegible]

市直営地域包括支援センターを設置して…

地域包括支援センターとして感じた地域課題

①少子高齢化社会の進展による独居高齢者の増加

(家族間や地域づきあいなど関係の希薄化)

②虐待や困難ケースの増加

(高齢者支援だけで課題解決が難しい)

③多問題世帯への支援

(家族への支援が必要なケースの増加)

④福祉の領域では解決できない問題の増加

(福祉の領域を超えた専門職との連携の必要性)

⑤地域での助け合い機能の低下

(地域での支えあい意識の低下・自治会加入率の低下)



課題に対する取組み

福祉総合相談センターを設置 (H24～)

①孤立死や虐待を発生させない地域づくり

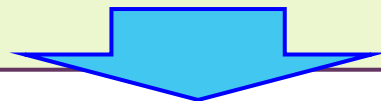
(地域での見守りやささえあいの仕組みづくり)

⇒社会福祉協議会と地域ボランティアの養成や地区活動を推進しながら地域づくりを推進

②対象者を限定しない相談支援

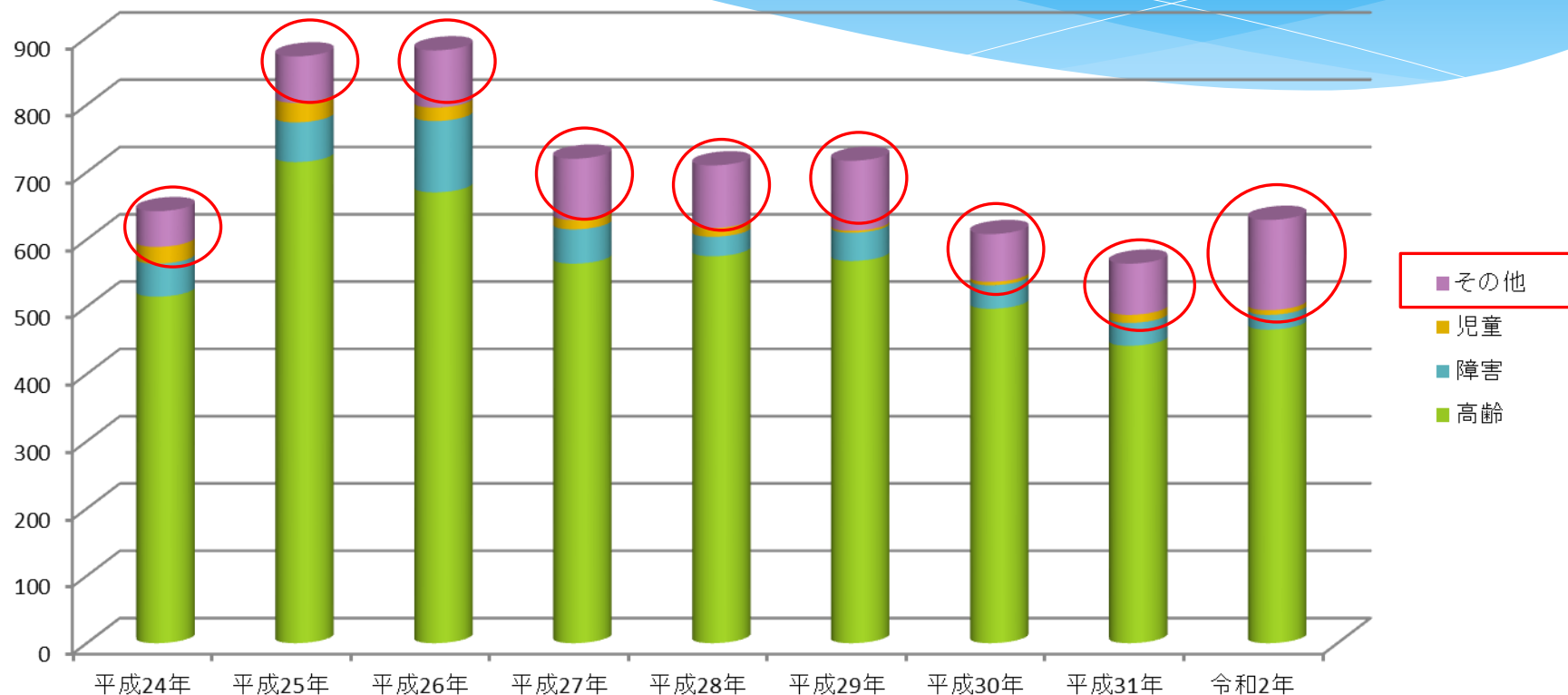
(福祉総合相談窓口の設置)

⇒対象者を限定せずワンストップにて相談を行い必要な機関につなぐ。



全世代と対象とした地域包括ケアシステムの推進

福祉総合相談受付実績



	高齢	障害	児童	その他	計
平成24年	515	49	25	53	642
平成25年	715	59	29	69	872
平成26年	670	106	20	85	881
平成27年	564	51	14	91	720
平成28年	575	29	13	93	710
平成29年	568	42	3	104	717
平成30年	497	35	5	71	608
平成31年	442	34	12	76	564
令和2年	466	22	7	134	629

- H24 福祉総合相談センター設置
- H25 福祉総合相談センター・天津小湊設置
- H27 生活困窮者自立支援法施行
- H30 地域包括ケア推進強化法・社会福祉法改正
- R4 福祉総合相談センター・長狭設置

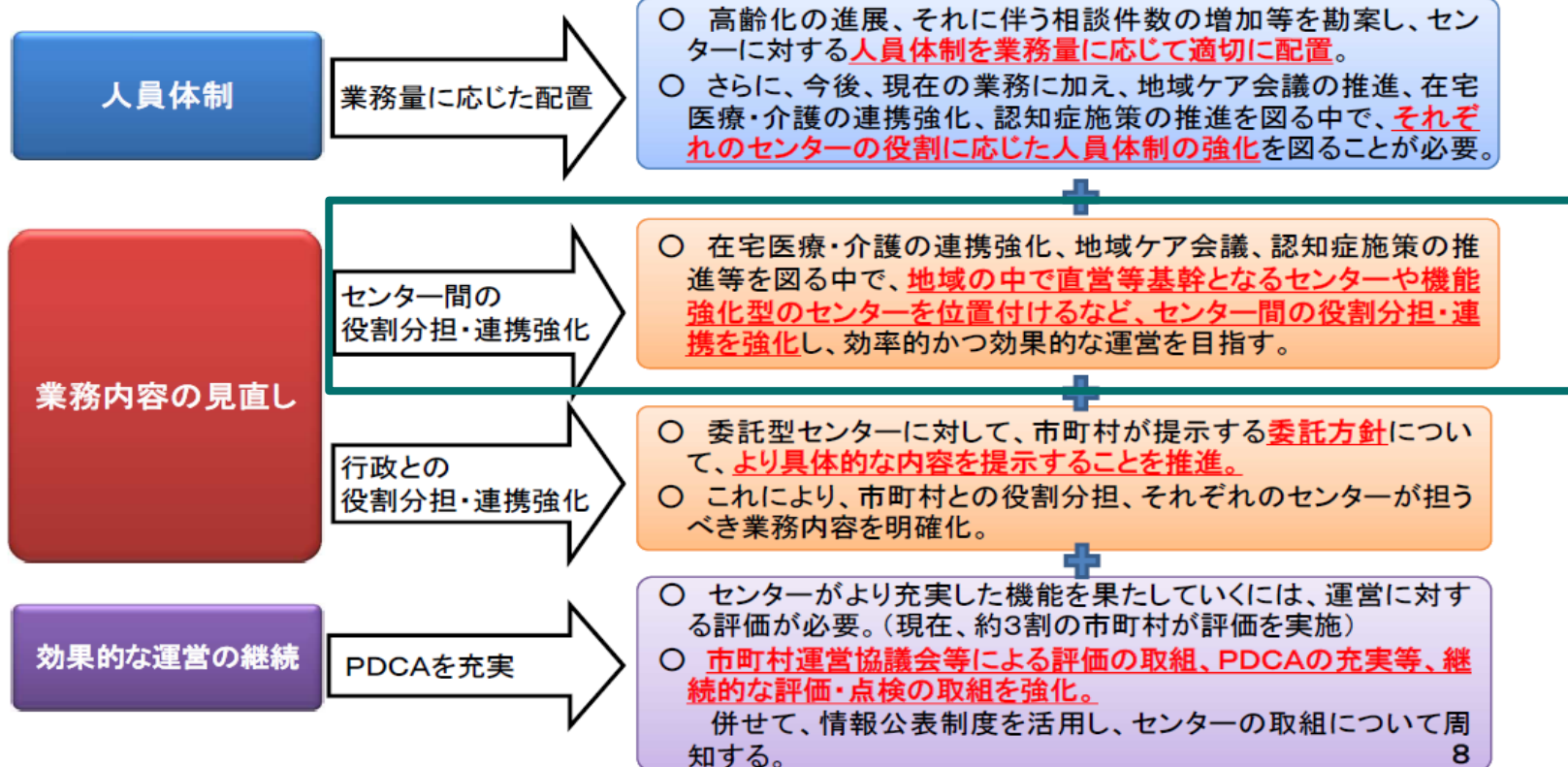
平成27年 地域包括支援センター設置要綱の改正

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

参考資料1

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政（市町村）機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

（ 方 向 性 ）

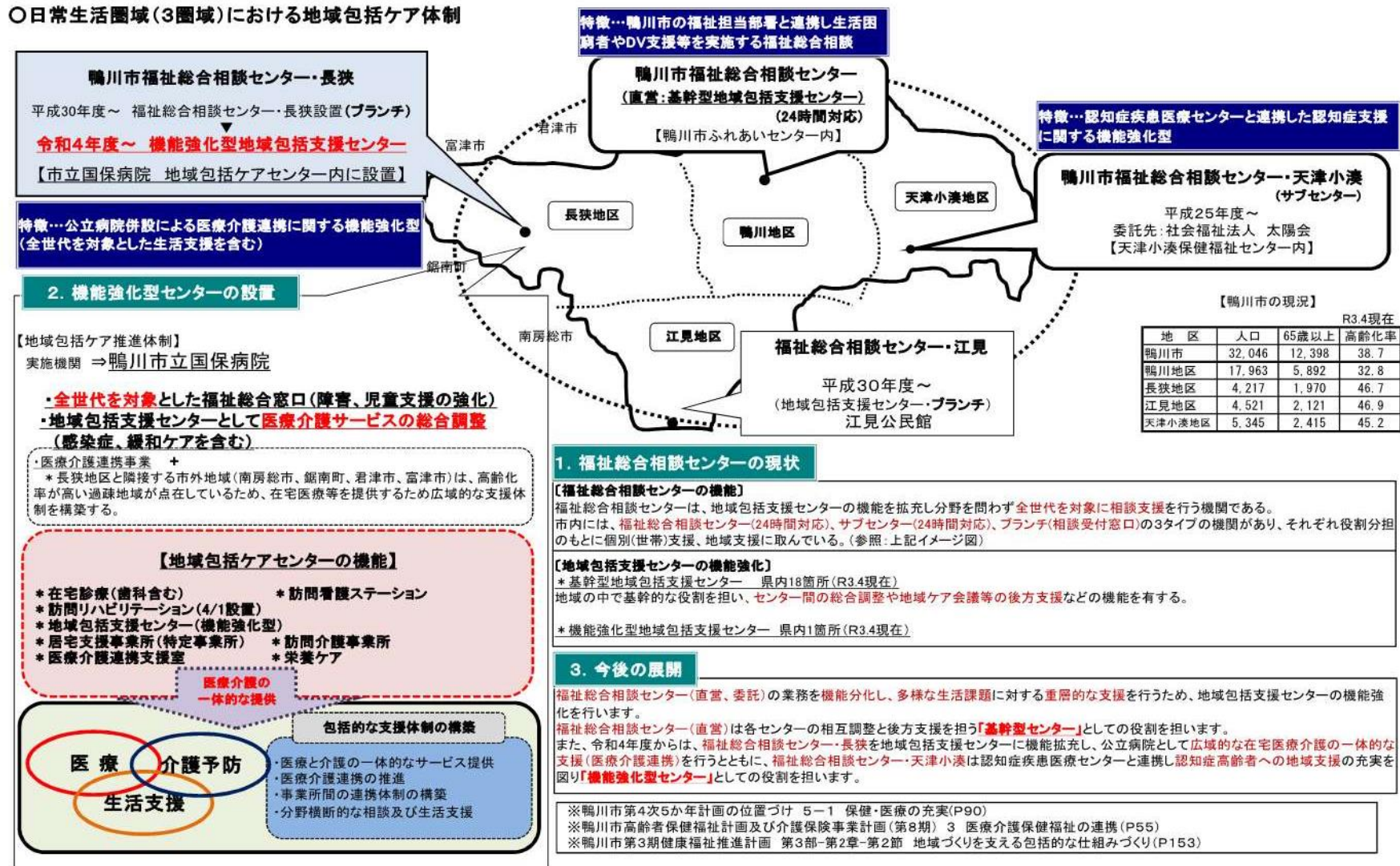


地域包括支援センターの業務内容

業務名	業務内容
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防・日常生活総合支援事業における介護予防ケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項二）
総合相談	高齢者等に対する総合相談（介護保険法第115条の45第2項第1号）
権利擁護事業	高齢者虐待の防止、判断能力を欠く対象者への支援（介護保険法第115条の45第2項第2号）
包括的継続的ケアマネジメント事業	高齢者に対する包括的かつ継続的な支援のためのネットワークづくり（介護保険法第115条の45第2項第3号）
指定介護予防支援	予防給付における介護予防支援（介護保険法第115条の22）

鴨川市における地域包括ケアシステム構築に向けた包括的支援事業の推進

○日常生活圏域(3圏域)における地域包括ケア体制



【鴨川市の現況】

地 区	人口	R3.4現在	
		65歳以上	高齢化率
鴨川市	32,046	12,398	38.7
鴨川地区	17,963	5,892	32.8
長狭地区	4,217	1,970	46.7
江見地区	4,521	2,121	46.9
天津小湊地区	5,345	2,415	45.2

福祉総合相談センターの機能分化と役割分担

センター名	福祉総合相談センター	福祉総合相談センター・天津小湊	福祉総合相談センター・長狭
類 型	基幹型地域包括支援センター 【地域ケア会議の開催支援や地域包括間の後方支援など】	機能強化型地域包括支援センター（認知症支援） 【地域包括支援センターの業務に加え、認知症高齢者支援の充実を図る】	機能強化型地域包括支援センター（医療介護連携） 【地域包括支援センターの業務に加え、医療介護連携の充実を図る】
担当エリア	鴨川、西条、田原、江見、曾呂、太海地区	東条、天津、小湊地区	主基、吉尾、大山地区

市立国保病院 地域包括ケアセンターの設置



地域包括ケアセンターの機能

- * 在宅診療（歯科含む）
- * 訪問看護ステーション
- * 訪問リハビリテーション（4/1設置）
- * 地域包括支援センター
- * 居宅支援事業所
- * 訪問介護事業所
- * 医療介護連携支援室
- * 栄養ケア

地域の医療介護機関との連携

医療介護の
一体的な提供

地域包括ケアセンター

- 福祉総合相談センター・長狭
- 国保ケアプランサービス
- 国保ヘルパーステーション
- 国保訪問リハビリテーション

医療 介護予防
生活支援

包括的な支援体制の構築

- ・医療と介護の一体的なサービス提供
- ・医療介護連携の推進
- ・事業所間の連携体制の構築
- ・分野横断的な相談及び生活支援

地域包括ケアセンター内事業所連絡先一覧

事業所名	電話番号	FAX
鴨川市福祉総合相談センター・長狭	04-7096-5711	04-7096-5712
鴨川市国保訪問リハビリテーション	04-7097-1437	
鴨川市国保ケアプランサービス	04-7097-1437	
鴨川市国保ヘルパーステーション	04-7097-1436	
鴨川市国保訪問看護ステーション	04-7097-1435	04-7099-8081

* 鴨川市国保訪問看護ステーションの連絡先の変更ありません。

鴨川市福祉総合相談センター・長狹の概要

・実施主体	鴨川市(市立国保病院)
・事業所名	鴨川市福祉総合相談センター・長狹
・住 所	鴨川市宮山233番地 鴨川市立国保病院 地域包括ケアセンター内
・連絡先	電話 04-7096-5711 FAX 04-7096-5712 アドレス byoin_care@city.kamogawa.lg.jp
・職員体制	○主任介護支援専門員、社会福祉士(平川) ○保健師(三田) ○看護師(一島) 他 事務員(唐鎌)計4名
・営業日	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 【土日、年末年始(12/29～1/3)休み】

皆様へのお願い

- ①連絡方法について・・・職員数が少ないので不在となる事が多くなります。急用以外は極力メールでのご連絡をお願いします。
- ②土日等の連絡について・・・地域包括、居宅支援事業所、訪問介護事業所の電話を交代にて対応する予定です。

介護予防プランの移行手順について

移行する対象者 約60名

一部の利用者の担当が変更されます。

本人への説明及び情報提供の同意

4月10日介護報酬請求後にデータ移行

データ移行後の内容確認

4月分の介護報酬請求

皆様へのお願い

- ①過去の請求漏れなどの再確認をお願いします。データ移行されると前地域包括支援センターのデータが消去されます。請求漏れ等は4月の請求時に修正をお願いします。
- ②実績報告等の提出について・・・押印不要なものはメールやFAXにて提出可能です。